令和９年度（2027 年度）
稲城市学童クラブ　募集のしおり

学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。



■ 申請の期間など

（1）４月１日からの入所（新年度当初）

入所日	募集	申請期間	結果発送
令和９年 （2027 年） ４月１日	一次審査	令和８年 11 月 16 日（月）８時 30 分～ 12 月 13 日（日）23 時 59 分	令和９年２月下旬
	二次審査	令和８年 12 月 22 日（火）８時 30 分～ 令和９年３月７日（日）23 時 59 分	令和９年３月 12 日以降

※二次審査は、一次審査で定員に満たなかった場合及び審査後に辞退者が出た場合のみ行います。

（2）年度の途中からの入所

入所日	申請期限	結果発送
各月１日	前月の 18 日 要配慮児童（4 ページ参照） については前月の８日	入所日直前 ※結果発送前に意向確認のお電話をします。

■ 申請方法

Ｗｅｂで申請をお願いします。スマートフォン等で右の QR コードを読み取るか、パソコンの方は「稲城市　学童 令和９年」で検索してください。

※紙での申請希望の方につきましては、別途対応いたしますので児童青少年課までお問い合わせください。

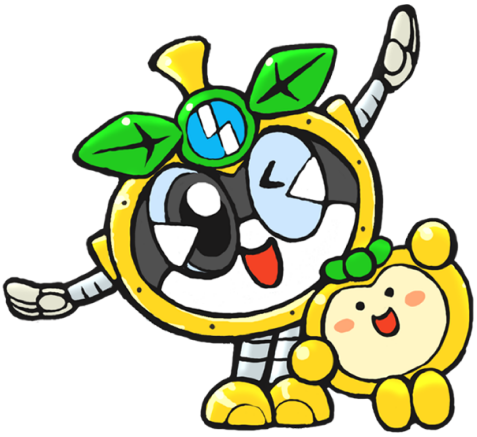
稲城市 学童 令和９年

WEB申請のステップ



目次

１	放課後の居場所について　・・・・・・・・・・・・・・	１ページ
２	学童クラブの対象児童及び目的・・・・・・・・・・・・	２ページ
３	育成期間・時間・休所日・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
４	学童での一日の過ごし方・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
５	育成料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	３ページ
６	育成料の減免・免除・・・・・・・・・・・・・・・・・	３ページ
７	育成料の口座振替について（公設学童）・・・・・・・	３ページ
８	入所できる要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	４ページ
９	配慮が必要な児童の受入について・・・・・・・・・・・	４ページ
１０	入所審査及び決定について・・・・・・・・・・・・・・	４ページ
１１	入所申請に必要な書類・要件・・　・・・・・・・・・・	５～６ページ
１２	入所基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	７～９ページ
１３	入所申請に関する重要確認事項・・・・・・・・・・・・	１０ページ
１４	退所になる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１０ページ
１５	申請内容変更のお手続き・・・・・・・・・・・・・・・	１１ページ
１６	学童クラブ案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１２ページ
１７	学童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１３ページ
１８	入所説明会、第三小学校学童クラブへの入所、指定校変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・	１４ページ



©K.Okawara・Jet Inoue
IMAGICITY

1　放課後の居場所について

稲城市が提供する放課後の居場所について、それぞれの役割・内容などをご案内します。

	学童クラブ	児童館	放課後子ども教室 （令和８年１０月時点）
特徴	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象にした、放課後の遊び及び生活の場です。 指導計画等にそって育成を行い、出欠・帰宅時間の管理をします。 指定学区外の学童も通所可能です。 放課後子ども教室との併用はできません。	子どもたちが楽しく自由に遊べるように、いろいろな遊具やスペース、イベントを用意しています。 また、児童厚生員と呼ばれる児童館の職員が、子どもたちが安全・安心に過ごせるように遊びの指導・助言を行い、子供たちの話し相手になります。	小学校内の特別教室・体育館等にスタッフ（安全管理員）を配置し、子ども達の安心・安全な居場所を提供する事業です。 子どもたちは軽スポーツや室内ゲーム、学習等自主的に活動して過ごします。帰宅時間の管理は行いません。 お子さんをお預かりする事業ではありません。 また、学童クラブとの併用はできません。
利用時間	【平日】放課後～午後６時 【学校のない日】 午前８時～午後７時 ※午前８時～８時３０分、午後６時～午後７時は延長（延長は一部有料） ※日曜・祝日・年末年始はお休み。	【平日・学校のない日】 午前９時～午後５時 ※日曜・祝日・年末年始は休館。	【平日】放課後～午後６時 【学校のない日】 午前８時３０分～正午 午後１時～午後６時 ※昼食持参の場合は、正午～午後１時の間も引き続き利用可能。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み。
対象	市内に住所を有する小学生 ※就労等要件有り ※施設ごとに定員有り	０～１８歳未満の児童 ※乳幼児は保護者の同伴が必要。	実施小学校の通学児童 ※国立・私立に通っている児童は要相談
利用について	申請後、市で入所審査を行い、入所者を決定します。	初回来館時に「登録票」の提出が必要です。	事前登録が必要です。 ※毎月１８日までに登録で翌月１日から利用できます。
費用	育成料５，２００円（月額） ※その他におやつ代等の負担があります。	利用（又は来館）のお金は掛かりません。 ※活動内容により実費がかかることがあります。	保険料　年額６２４円 （事務代行手数料含む） ※希望者はおやつ代が必要です。
学校のない日のお昼ご飯について	みんなでお弁当を食べます。	お弁当を持参して、食べることができます。 詳しくは各館にお問い合わせください。	お弁当を持参して、食べることができます。 自宅でお昼を食べてから利用することもできます。
登所方法	学校がある日は必ず、下校後直接登所してください。	学校がある日は必ず、一度帰宅してから来館してください。	下校後直接利用することも、一度帰宅してから利用することもできます。
問合わせ先	児童青少年課 児童館・学童クラブ係		生涯学習課 社会教育・公民館係 受付開始等の詳細は市ウェブサイトや手引き等をご覧ください。

２　学童クラブの対象児童及び目的

学童クラブに入所できるのは、保護者の就労や疾病等の理由により、主に放課後に適切な監護（監督及び保護）を受けられない状態にあると認められる市内在住の小学校１年生から６年生までの児童です。

学童クラブでは、当該児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ります。

なお、学童クラブ入所基準の詳細は、**稲城市学童クラブ入所基準表他（７～９ページ）をご覧ください。**

※障害のある児童については、４ページ「９　配慮が必要な児童の受入について」をご覧ください。

３　育成期間・時間・休所日

(1) 育成期間

令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日

学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。

※ただし、上記の期間でも監護に欠ける要件がなくなったときや、１０ページ「退所になる場合」に該当したときは退所となります。

(2) 育成時間

平日	放課後、登所した時～午後７時
春・夏・冬休み	午前８時～午後７時
土曜日	
振替休業日等	

午前８時～午前８時３０分・午後６時～午後７時は延長育成時間となり、学童クラブへの申請が必要となります。

また、午後６時～午後７時は延長育成料が発生します。延長育成料は施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

(3) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（１２月２９日～１月３日）、及びその他市長が認めた日

４　学童への登所・降所について

・学童クラブによる児童の送迎は行いません。

・学校の授業の休業日（土曜日、長期休業期間等）は、午前８時３０分（延長サービスを利用する場合は、午前８時）から午前９時までの間に自宅から直接登所させてください。

・育成時間中の一時外出はできません。登所してからの通院や通塾等は早退（降所）となります。一旦降所してから登所することはできません。

ただし、放課後等デイサービスへの通所及び学校主催の事業・当番活動などの場合は、学童と調整の上で一時外出が可能です。

5　育成料等

育成料とは、学童クラブ事業を実施するうえで必要な費用の一部を、保護者の方々に負担していただくものです。この他、おやつ代などの負担があります。

内容	金額	納付方法	納期限
育成料	月額　5,200円／人 ※減免・免除あり	【公設学童】 市で徴収 原則、口座振替	毎月月末
		【民設学童】 学童クラブで徴収 徴収方法は施設により異なる	施設により異なる
延長育成料 おやつ代等	施設により異なる	学童クラブで徴収	施設により異なる

育成料は、実際に通っているかどうかにかかわらず、当該月のうち１日でも在籍している場合に１ヶ月分が発生します。退所する場合は期日(希望月の１８日)までに児童青少年課に必ず届け出てください。

6　育成料の減免・免除

下表のいずれかに該当する場合、育成料の減額又は免除を適用できます。適用には申請が必要です。申請月の翌月以後の適用となります。また、資格を喪失された場合は、喪失された翌月から減免却下となります。

◆申請方法：右記QRコードを読み取り、減免申請を行ってください。

・課税台帳等の参照に同意いただける場合

⇒添付書類は必要ありません。

（住民税非課税世帯で令和８年１月２日以降の転入者は添付書類が必要です）

・課税台帳等の参照に同意いただけない場合

⇒下表の書類を事前に準備し、申請時にアップロードしてください。

減免・免除申請

要件	減免額	添付書類 （課税台帳等の閲覧に同意いただけない場合のみ）
生活保護受給者	免除	生活保護受給証明書
兄弟等（同一世帯で）２人以上同時入所の場合の２人目以降	１/２減額	添付書類は必要ありません。
ひとり親家庭等医療費助成制度該当者（入所希望年のもの）		ひとり親家庭等医療証のコピー
令和８年度住民税非課税世帯		令和８年度住民税非課税証明書(世帯分)

7　育成料の口座振替について（公設学童）

公設学童クラブの育成料については、原則口座振替によるお支払をお願いしております。入所決定通知書到着後、Ｗｅｂ口座振替受付サービスまたはペイジー口座振替サービス、口座振替依頼書にてお手続きをお願いします。詳細は入所決定通知書に同封する案内でご確認ください。

※前年度、口座振替をご利用されていた世帯は、改めてお手続きいただく必要はございません。

※納期限内に納付いただけないと、延滞金を徴収する場合があります。

8　入所できる要件

次の条件の全てに該当する児童について、入所申込みができます。

⑴ 稲城市に住所を有し、小学校に就学している児童。

※稲城市に転入予定で、転入予定地の住所が確定している方も申し込み可能です。

⑵ 保護者の就労・疾病等の理由により主に放課後に適切な監護（監督及び保護）を受けられない。

※監護を受けられない状況については５～６ページ「入所申請に必要な書類・要件」記載の要件のうちいずれかに該当している必要があります。

※育児休業からの復職により申請される場合は、復職する日が含まれる月から入所が可能となります。

⑶ 集団生活が可能。

⑷ 学童クラブ育成料等の未納がない。※未納分の完納が困難な場合は児童青少年課へご相談ください。

9　配慮が必要な児童の受入について

学童クラブでは、集団育成を原則としておりますが、配慮が必要な児童（要配慮児童※下記をご参照ください。）につきましては状況に応じて職員を追加で配置し、個別対応を行っています。

職員を追加配置する必要性及び程度は、就学時健康診断実施時の面談記録、就学相談の資料や面談、保育施設等の見学などの結果を基に特性を考慮し、審査により決定します。

職員の追加加配が必要な児童の受入につきましては、状況により受入人数を調整させていただく場合があります。

【要配慮児童】

・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている児童
・都立特別支援学校に通学及び入学する児童
・特別支援学級（知的固定学級）・特別支援教室（すまいるルーム）に通級及び入級する児童
・発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある児童で、学童クラブでの育成において特別な配慮が必要と判断された児童
・放課後等デイサービスを利用している（予定含む）児童
・障害、診断名はないが、集団育成のなかで配慮が必要な児童

10　入所審査及び決定について

⑴ 入所審査

提出いただいた書類をもとに要件を満たしているかを確認し、入所基準表（７～９ページ参照）に基づき指数の高い方から入所を決定します。

審査の結果、定員超過により入所ができない場合は「学童クラブ入所保留通知書」をお送りします。入所保留となった方の申込みについては、令和９年度中は有効となりますので、空きが出ましたら順次入所のご案内をします。

また、監護に欠ける状況が学童クラブの入所要件に満たない場合は「学童クラブ入所却下通知書」をお送りします。

⑵ 指数について

入所基準指数に、該当する調整指数を全て加えたものが入所指数です。世帯のうち入所基準指数がより低いほうの保護者を基準に審査を行います。

他の申請者と指数が同点で並んだ場合は、学年、前年度降所時間、保護者の帰宅時間、保護者の収入額等を参考に総合的な判断を行った上で入所の優先順位を決定します。

１１　入所申請に必要な書類・要件

全員　提出が必要な書類	
□学童クラブ入所申請書	Ｗｅｂ申請してください。（表紙「申請方法」参照） **令和９年４月１日時点の状況でご申請ください。**
入所要件を証明する書類 （市ウェブサイトからダウンロードできるほか、市役所児童青少年課、平尾･若葉台出張所にて配布もしています。）	保護者全員分必要です。 ※祖父母分は、６５歳未満で児童と同居又は近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離 1,000m 以内）に居住の場合のみ必要です。

保護者が児童を監護できない要件と、それにともなう入所要件を証明する書類は以下のとおりです。

要件	内容	提出書類
就労	午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労／就学／居宅外看護・介護を常態とする日が週３日以上（居宅内の場合は週４日以上）あること。 ※就労・就学・居宅外看護・介護時間には、自宅までの移動時間（弟妹の保育園等を経由含む）を含めることができます。 ※夜勤またはシフト制により午後１時から午後６時以外に８時間以上の就労を常態とする場合も申込み可能です。 ※入所申請児童及びその兄弟姉妹（入所申請していること）が障害児童指数の対象となる場合は、正午から午後６時までの間に条件を満たしていれば申込み可能です。	□就労証明書 （自営業の方は自身で作成） □スケジュール表または勤務表 （自営業・夜勤・就労時間が不規則・複数の職場で勤務の方のみ） □営業許可証（開業届）の写し、確定申告書、直近３ヶ月の収入が分かる書類（通帳の写しなど）のいずれか一つ （自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等の方のみ）
就学等	※**入所月中に育休から復職する場合**も申し込み可能です。その場合は、入所後、原則１か月以内に復職証明をご提出ください。	□就学証明書など 学校などから発行された公的な証明書 □時間割・カリキュラムなど
居宅外 看護・ 介護		□看護・介護状況届出書 □要介護認定証・障害者手帳・診断書など看護・介護されている方の状況の分かる書類、または看護・介護されている方が入院などをしている状況の分かる書類 □スケジュール表

⇒次のページに続く

居宅内 看護・ 介護	自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として常時介護を行っている（知的障害・精神性疾病・認知症等の見守りを含む）。 ※介護に対する報酬を得ている場合は申込み不可	□看護・介護状況届出書 □看護・介護されている方の状況の分かる書類（要介護認定証・障害者手帳・診断書など） □スケジュール表
心身 障害者	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している	□各種障害者手帳の写し
疾病・ 入院	次のいずれかに当てはまる場合 ・常時病臥など、重度の疾病 ・隔離が必要な疾患・感染症にり患している ・特定医療費（指定難病）受給者証を所持している ・医師から概ね１か月以上自宅療養を指示されている	下記のいずれか一つ □医師の診断書（様式第２号） □入院を証明する書類 □特定医療費（指定難病）受給者証の写し
出産	出産前２か月・出産後２か月以内で入所可能です。 その後育児休業を取得する場合は、出産の翌々月末で退所となります。	□母子手帳の写し 父母の氏名の記載されたページと出産（分娩）予定日の書かれたページ
災害	火災等により家屋が損傷、その他の災害復旧のため監護に当たれない。	□災害状況の分かる書類
求職	ひとり親家庭かつ求職活動のため日中午後の外出を常態とする。 ※本要件による入所期間は原則１か月となりますので、**入所月中に就職可能な場合のみ入所を継続できます。** 入所後１か月以内に就労証明書をご提出ください。	□求職活動等申告書 □スケジュール表

必要な方のみ　提出する書類	
障害等のある児童の申請	□各種障害者手帳の写し
祖父母が６５歳未満で児童と同居又は近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離1,000m以内）に居住している	□祖父母の就労証明書・各種障害者手帳、介護保険被保険者証の写し・医師の診断書等
入所を希望する月まで・月中に稲城市内に転入予定	□不動産売買契約書または賃貸契約書の写し

１２　入所基準表

稲城市学童クラブ入所基準指数表

保護者の状況				基準指数
番号	入所要件		内容	
1	就労※1※2※3	居宅外労働※4	週５日（月20日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	10
			週４日（月16日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	9
			週３日（月12日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	8
2		居宅内労働※5	危険なものを扱う業種であり、週５日（月20日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	10
			上記以外の業種で、週５日（月20日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	9
			危険なものを扱う業種であり、週４日（月16日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	9
			上記以外の業種で、週４日（月16日）以上就労し、かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労を常態とする。	8
3	出産※6		出産前２か月　出産後２か月　計５か月以内。その後育児休業を取得する場合は、退所となる。	7.5
4	疾病・心身障害	入院	保護者の１か月以上の入院により、児童の保育に当たれない場合	10
		居宅内療養※7	常時病臥など、重度の疾病	10
			感染症（医師が隔離を必要と認めた疾患・感染性の病状がある場合）	10
			難病（国及び都が指定する特殊疾病である場合）	10
			一般療養（常時病臥、精神性、感染性、難病以外で医師から概ね１か月以上自宅療養を指示されていること）	7
		心身障害	身体障害者手帳１～２級（総合等級）、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１～２級	10
			身体障害者手帳３級（総合等級）、愛の手帳４度、精神障害者保健福祉手帳３級	9
			身体障害者手帳４級（総合等級）	8
5	看護・介護※7	居宅外※3※8	週５日（月20日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	9.5
			週４日（月16日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	8.5
			週３日（月12日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上の入院付添い、居宅外介護を常態とする。	7.5
		内居宅※9	児童の家族に長期の病人などが在宅し、常時観察（知的障害・精神性疾病・認知症等の見守りを含む。）、介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする者を介護	9
6	その他	災害	火災等により家屋の損傷、その他の災害復旧のために監護に当たれない場合	10
		就学等※3	就学又は技術習得のため、週５日（月20日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	9.5
			就学又は技術習得のため、週４日（月16日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	8.5
			就学又は技術習得のため、週３日（月12日）以上かつ午後１時から午後６時までの間に４時間以上授業等を受講していることを常態としている場合	7.5
		求職	求職活動のため、日中午後の外出を常態とする。 （この要件の適用は、ひとり親家庭または入所期間中の一時失職の場合のみとし、入所期間は原則１か月以内とする）	6
		特例	前各号に掲げるもののほか、育成が困難と認められる場合は協議の上、入所を決定する。	

※については、備考（Ｐ．９）参照

稲城市学童クラブ入所基準調整指数表

No.	区分	内容	調整指数
1	学年別指数	小学校第１学年に在学している。	+0.5
		小学校第２学年に在学している。	−0.5
		小学校第３学年に在学している。	−1.5
		小学校第４学年に在学している。	−2.5
		小学校第５学年に在学している。	−3.5
		小学校第６学年に在学している。	−4.5
2	障害児童指数	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている児童または、特別支援学校、特別支援学級（固定学級）に通学及び入学・入級予定のある児童。	+2.5
3	生活状況指数（祖父母）	65歳未満の祖父母が同居している。 ただし、備考※10に記載の者は除く。	−2
		65歳未満の祖父母が児童の自宅の近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離で1000メートル以内）に居住している。 ただし、備考※10に記載の者は除く。	−1
4	生活状況指数（父母）	死別・離婚※11・行方不明・拘禁・未婚・別居※12での母子・父子家庭である。	（1～2年生） +2 （3～6年生） +1
		父又は母が利用開始予定日から１年以上の間、稲城市から４０km以上離れた場所に単身赴任となることが見込まれ、そのことについて勤務先による証明書が提出された場合。	+0.5
5	育成料等未納指数（学童クラブ育成料等支払計画表の提出がない場合は入所が保留となります。）	育成料等の支払いが６か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	−4
		育成料等の支払いが４か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	−3
		育成料等の支払いが２か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出している。	−2
		育成料等の支払いが２か月以上の未納があり、学童クラブ育成料等支払計画表を提出していない。	審査保留
6	前年度出席率指数（特別な理由の申出がない場合）	前年度出席率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満で、特別な理由の申出がない場合。（学校の長期休業期間を除く）	−2
		前年度出席率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満で、特別な理由の申出がない場合。（学校の長期休業期間を除く）	−1
		前年度出席率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満で、特別な理由の申出がある場合。	0
7	前年度利用状況指数	前年度利用において、特別な理由なく無断で欠席等をした日が複数ある場合。	−1

※については、備考（Ｐ．９）参照

（備考）

入所の決定は、父母のそれぞれの監護に欠ける要件を基準指数にあてはめ、この基準指数から調整指数を加減し、残りの指数（以下「入所指数」という。）の低い父又は母を審査対象者とし、入所指数の高い者の児童から入所決定をする。

指数の高い者から入所の決定を行い、指数が同点の者すべてを入所させると学童クラブの定員を超えてしまう場合は、当該児童の学年、前年度降所時間、保護者の帰宅時間、保護者の収入額等を参考に総合的な判断をした上で入所の優先順位を決定します。

※１　就労時間には、通勤時間を含む。就労時間に含める通勤時間は、就労場所から（保育園等経由）自宅までの最も合理的な手段を利用した場合に要する時間とする。
　また、残業については本人のみの申出だけでは就労時間に含めず、就労証明書に終業の時間が記載されている場合は就労時間に含める。
　就労証明書における勤務日及び勤務時間欄と、最近３ヶ月の勤務状況等を比較し、明らかに乖離している場合は入所基準指数を減じることができるものとする。

※２　夜勤又はシフト制のような午後１時から午後６時以外に８時間以上の就労を常態とする場合は、午後１時から午後６時までに学童の監護に当たれない旨の申立書を提出することで、同等の就労日数の指数を取ることとする。

※３　入所申請児童及びその兄弟姉妹（入所申請していること）が障害児童指数の対象となる場合は、「午後１時」を「正午」と読み替える。

※４　居宅外労働とは外勤又は居宅外自営のことをいう。
　外勤とは、自宅から離れて雇用されて就労することをいう。
　居宅外自営とは、自営であっても、行商等に従事している場合や自宅と店舗・事務所が概ね100メートル以上離れていることをいう。

※５　「危険なものを扱う業種」とは、建設資材、プレス機に類する工作機械を常時必要とする業種、及び火気、刃物、劇薬等を常時取り扱う業種をいう。ただし、これに該当しない場合であっても具体的状況（使用設備、居宅部分との関係）を考慮して、児童の生命身体に著しく危害を及ぼす恐れのある場合は、危険物を取り扱う業種とすることができる。

※６　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）その他法令の規定による育児休業を取得する期間は、学童クラブ入所基準に該当しない。

※７　入所要件「居宅内療養」により入所申請を行う保護者は、診断書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。ただし、特定医療費（指定難病）受給者証の写しをもってこれに代えることができる。
　入所要件「看護・介護」により入所申請を行う保護者は、看護・介護状況届出書（様式第３号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

※８　居宅外での看護・介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合）及び通院や施設等の通所の付添い又は同居家族以外の者の介護をすることをいう。ただし、付添い及び介護に対する報酬を得ている場合は除く。

※９　居宅内での看護・介護とは、自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合は除く。

※１０　①週３日以上、午後に就労を常態とする者、②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者または要介護認定を受けている者、③医師の診断書等により、日常生活が著しく制限される程度の病状にあることが認められる者、④上記②③の者の看護・介護を常態とする者、⑤その他、児童の監護を行うことができない理由がやむを得ないと認められ、その事実の確認がとれる者。

※１１　離婚は家庭裁判所において離婚調停中のものを含む。

※１２　別居とは離婚を前提とした別居であり、かつ住民基本台帳上同住所であるものは原則として含まない。

１３　入所申請に関する重要確認事項

① 「稲城市学童クラブ 募集のしおり」の内容を十分確認してください。
② 学童クラブの育成期間は年度ごとのため、毎年申請が必要です。なお、入所申請は申込対象年度内有効となりますので、入所の意思がなくなった場合は速やかに「学童クラブ入所辞退（申請取下げ）届」を提出してください。
③ 申請内容が事実と異なる場合又は利用開始希望月の初日の状況と異なる場合は、入所を取り消すことがあります。
④ 兄弟・姉妹分を含めて、学童クラブ費等（おやつ代・昼食代含む）の滞納がある場合は育成料等支払い計画表を提出し、速やかに支払いを行ってください。
※申請後に 2 ヶ月以上の滞納が判明した場合は入所の決定をいたしません。
⑤ 申請内容や就労等の状況について、ご家庭や職場に確認を行う場合があります。
⑥ 入所審査は、申込受付期間内に提出された書類によって審査します。締め切り後に提出された書類は、次回の審査での審査対象となります。
⑦ 申請後に家庭状況や就労状況等が変わった場合は、至急ご連絡のうえ変更の届出をしてください。
⑧ 育児休業等から復帰予定で申込みした方は、施設の利用開始月の末日までに職場へ復帰できない場合は、入所取消しとなります。
⑨ 就労内定の方は、施設の利用開始月中に就労開始できない場合、又は内定と異なる就労内容となる場合は、入所を取り消すことがあります。
⑩ 就労・看護・介護・就学における入所要件は、週 3 日（月 12 日）以上かつ午後 1 時から午後 6 時までの間に 4 時間以上監護に欠けることです。入所要件を満たさない場合は、学童クラブの利用はできません。
⑪ 育児休業取得期間は、学童クラブの利用はできません。
⑫ 入所審査及び入所後の育成に必要となるため、市（教育委員会含む）又は相談機関等が保有する障害者手帳の内容及び入所申請児童の心身の状況に係る情報について確認を行う場合があります。また、これらの情報を学童クラブへ提供します。
⑬ 児童青少年課職員、学童クラブ職員等が、必要に応じて申請時に在籍している保育園、幼稚園、小学校等へ確認し、児童の様子について聞取り又は見学をする場合があります。また、入所後これらの機関に児童の情報提供及び共有をします。
⑭ 入所申請に係る審査において、必要に応じて世帯等の状況（住民基本台帳記載情報）について確認を行います。

１４　退所になる場合

入所要件がなくなったとき以外でも、下記に該当する場合は退所となりますので、ご注意ください。

① 他の児童の育成の妨げになると認められたとき
② 特別の理由なく、入所児童が１５日以上連続して登所しないとき
③ 特別の理由なく、入所児童の登所日数が開所日数の２分の１に満たないとき
④ 学童クラブに入所している児童の保護者が、育成料等を２ヶ月以上滞納したとき
⑤ 学童クラブに入所している児童の保護者が、虚偽の入所申請をしたとき
⑥ その他学童クラブに入所していることが、特に支障があるとき

特別な理由がある場合は、児童青少年課又は入所している学童クラブへご連絡ください。

１５　申請内容変更のお手続き

入所又は保留期間中、申請の内容に変更があった場合は届け出が必要です。スマートフォンで右記 QR コードを読み取り、「各種お手続き」のページから、該当する届け出を行ってください。

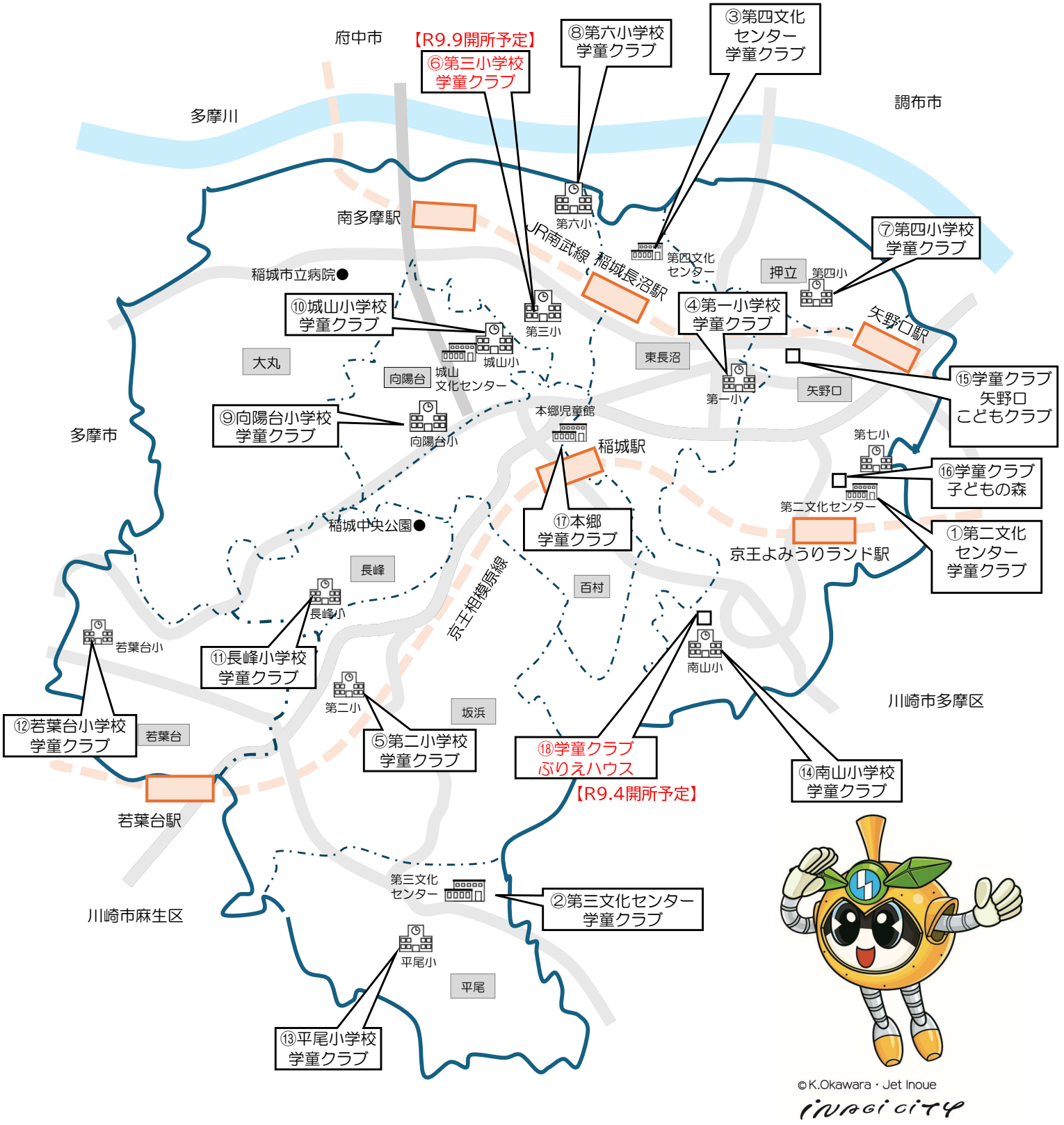
パソコンの方は市ウェブサイトからアクセスしてください。

稲城市　学童　各種お手続き

入所前・保留中のお手続き	
希望する学童クラブを変更するとき	学童クラブ申請内容変更届 （変更内容は直近の入所審査から適用します。）
学童クラブ入所の必要がなくなったとき（申請を取りやめるとき）	学童クラブ入所辞退（申請取下げ）届
４月入所決定後入所を取りやめるとき又は、入所審査・保留中に入所申請を取り下げたいとき	学童クラブ入所辞退（申請取下げ）届
入所後すぐ又は入所前にお取りいただきたいお手続き	
育児休業からの復職を要件として学童クラブに入所している場合	休業（復職）証明書提出フォーム （復職次第速やかにご提出ください。 原則入所月の末日までに提出がない場合は、入所決定を取り消し、退所となります。）
求職(ひとり親家庭又は入所期間中の一時失職のみ）を要件として学童クラブに入所している場合	学童クラブ申請内容変更届 （入所日または退職日から原則１か月以内に提出がない場合は、入所決定を取り消し、退所となります。）
入所中・保留中のお手続き	
保護者の仕事が変わったとき	学童クラブ申請内容変更届 添付書類：就労証明書 （退職したときは速やかにご連絡いただき、退職した日の１か月後の直近１８日までに次の仕事の就労証明書をご提出いただく必要があります）
住所・氏名・連絡先・家族構成が変わるとき（同別居、離婚・再婚など）	学童クラブ申請内容変更届
入所要件が変わるとき （出産、就学、疾病、看護・介護など）	学童クラブ申請内容変更届 添付書類は、５～６ページ掲載の申請時の添付書類を参考にしてください。 （育休を取得する方は出産後翌々月 18 日までに、退所届の提出もお願いします。）
学童クラブを退所するとき	学童クラブ退所届 （退所希望月の１８日までに届け出をしてください。）
学童クラブを休所するとき ※児童が病気などで長期の療養が必要な場合は育成料が免除になります。	休所届 添付書類：診断書等の児童の病気などが分かるもの（療養の場合） （育成料が免除されるのは、休所する月に属する全ての日を欠席する場合のみです。休所月の前月までに届け出てください。）
入所している学童クラブから転所を希望するとき	学童クラブ申請内容変更届 （変更内容は直近の入所審査から適用します。）

１６　学童クラブ案内図

【令和9年度新設学童クラブ】
・学童クラブ　ぶりえハウス（令和9年4月1日開所予定）
・（仮称）第三小学校学童クラブ（令和9年9月1日開所予定）
※5月以降に（仮称）第三小学校学童クラブへの転所・入所の申請を受付けます。



１７　学童クラブ一覧

【公設民営学童クラブ一覧】

番号	施設名	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	受入定員	運営事業者
1	第二文化センター学童クラブ	第二文化センター児童館内 （矢野口１７８０）	379－9573 379－9574	４０人	学校法人　子どもの森
2	第三文化センター学童クラブ	第三文化センター児童館内 （平尾１－２０－５）	350－3881 350－3882	３０人	学校法人　子どもの森
3	第四文化センター学童クラブ	第四文化センター児童館内 （東長沼２７１）	401－6995 401－7025	４０人	学校法人　子どもの森
4	第一小学校学童クラブ	第一小学校校舎内 （東長沼９５６）	379－5606 〃	９１人	学校法人　子どもの森
5	第二小学校学童クラブ	第二小学校敷地内 （坂浜５９０）	331－5774 350－3668	４０人	学校法人　子どもの森
6	（仮称）第三小学校学童クラブ （令和９年９月開所予定）	第三小学校校舎内 （大丸１００）	未定 未定	８０人	学校法人　東京青葉学院 ※申請については14ページ参照
7	第四小学校学童クラブ	第四小学校校舎内 （押立１２５０）	377－9076 〃	４０人	学校法人　子どもの森
8	第六小学校学童クラブ	第六小学校校舎内 （大丸２１１０）	378－8711 〃	６０人	学校法人　子どもの森
9	向陽台小学校学童クラブ	向陽台小学校敷地内 （向陽台３－２）	378－5990 401－7012	５４人	社会福祉法人　聖愛学舎
10	城山小学校学童クラブ	城山小学校校舎内 （向陽台６－１７）	379－5100 〃	６０人	社会福祉法人　東保育会 ※指定校変更については 14ページ参照
11	長峰小学校学童クラブ	長峰小学校敷地内 （長峰２－８）	331－4151 350－3700	７０人	社会福祉法人　聖愛学舎
12	若葉台小学校学童クラブ	若葉台小学校敷地内 （若葉台４－５）	331－9590 〃	１３４人	学校法人　東京青葉学院
13	平尾小学校学童クラブ	平尾小学校敷地内 （平尾３－１－３）	331－4700 〃	９０人	学校法人　子どもの森
14	南山小学校学童クラブ	南山小学校校舎内 （矢野口３６３５）	378－2287 〃	１６０人	学校法人　東京青葉学院

【民設民営学童クラブ一覧】

番号	施設名	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	受入定員	運営事業者
15	学童クラブ　矢野口こどもクラブ	矢野口８５３ ハイブリッヂ１０１	377－0201 〃	２８人	株式会社 日本保育サービス
16	学童クラブ　子どもの森	矢野口１７６１	379－8500 379－8501	５５人	学校法人　子どもの森
17	本郷学童クラブ	東長沼２１１５－２	370－3200 370－3202	８０人	社会福祉法人　東保育会
18	学童クラブ　ぶりえハウス （令和９年４月南山小学区に開所予定）	矢野口３６７８番 南山７８街区８号	※ 042-306-7064 ※ 042-306-5764	４０人	社会福祉法人　明王会

※令和8年10月時点の情報であり、電話番号は変わることがあります。変更があった場合はウェブサイトに掲載します。

※「学童クラブ　ぶりえハウス」は施設建設中のため、開所までは法人本部の電話番号（上記）へお問い合わせください。

◆入所説明会について

各学童クラブが実施します。入所後に使用する書類の配付や、学童クラブでの生活や活動等についての説明を行い、必要に応じて個人面談を行います。

日程は、稲城市ウェブサイト、入所申請フォームへ掲載するほか、一次審査の入所決定通知時にも改めてお知らせしますので、必ず出席してください。

二次審査での入所決定者につきましては、個別の説明及び必要に応じて面談を行います。

メール配信サービス

LINE 公式アカウント

延期や中止の場合は、稲城市メール配信サービス及び稲城市LINE公式アカウントでお知らせしますので、必ず登録してください。登録時には、配信カテゴリで子育て・教育（稲城市からのお知らせ）を選択してください。

以前に入所したことがある場合(兄弟・姉妹を含む)の出席については施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆第三小学校学童クラブ（令和９年９月開所予定）への入所について

一次審査の入所申請時に転所の意向調査を行い、令和９年５月～６月に改めて転所希望申請及び入所申請の受付けを行います。転所者・入所者の決定は７月に行います。

申請の開始については、市ウェブサイトやメール配信サービス、LINE 公式アカウントなどでお知らせします。

◆城山小学校（サイエンススクール）への指定校変更に伴う希望学童クラブの変更について

指定校変更の結果通知の発送は令和９年１月中旬～下旬を予定しており、学童クラブ一次審査入所申請の締切り後となるため、対象者につきましては締切り後の希望学童クラブ変更を承ります。

学童クラブ入所申請時に、指定校変更することを申告いただいた方を対象に希望学童クラブ変更の確認連絡をいたしますので、忘れずに申告してください。

稲城市役所 子ども福祉部 児童青少年課 児童館･学童クラブ係
（窓口受付時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分）
〒206-8601　稲城市東長沼 2111　℡042-378-2111（内線 243・242）
※学童クラブでの生活については、各施設へお問い合わせください。